

令和7年7月24日

各位

日本貸金業協会
支部業務部

「定款の施行に関する規則」及び「協会員管理規則」の一部改正について

この度、「定款の施行に関する規則」及び「協会員管理規則」を下記のとおり、一部改正しましたので、ご案内いたします。

記

1. 改正の趣旨

当協会では、貸金業者における登録申請手続きや社内規則策定の支援を行う「登録申請に関する支援制度」を通じ、加入の促進活動を展開しております。この支援制度では、協会員及び協会加入の意思を表明した業者に対して、協会が独自に作成した「社内規則策定ガイドライン（規程記載例）」の提供を行っておりますが、従来、その使用権限のない者による無断転用を防止する措置が不十分であったことから、今般、「定款の施行に関する規則」及び「協会員管理規則」の一部改正を行いました。

2. 改正の内容

協会員の秘密保持義務や目的外利用の禁止に関する条項を改正・新設するとともに、支援制度等に関する具体的な規定を追加しました。

- (1) 定款の施行に関する規則（詳細は、別添新旧対照表及び改正後の当該規則のとおり。）

第12条に第2項を新設し、協会員及び協会に加入しようとする者に限定して提供する秘密情報の適切な管理を求め、他者への不当な開示を禁止する。

- (2) 協会員管理規則（詳細は、別添新旧対照表及び改正後の当該規則のとおり。）

「協会員管理規則」を「協会加入等に関する規則」に名称変更。

「登録申請に関する支援制度」に係る手続きの明確化（第2条）。

様式変更の柔軟な対応を可能とするため、規則で定める別紙様式を別に定めることに変更（第3条第1項、同条第7項、第10条第1項）。

「連絡先等届出書（変更）」の修正部署を、現状の取扱いに合わせ、本部から支部に変更（第6条第4項）。

協会員等による秘密情報の目的外利用禁止の明確化（第8条）。

書類提出先の明確化（第12条）。

その他文言追加・削除・修正、用語定義等

3. 施行日

令和7年8月1日（令和7年7月16日理事会承認）

4. お問い合わせ先

支部業務部 電話番号：03-5739-3012

定款の施行に関する規則 新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p>第1条～11条（略）</p> <p>（秘密の保持等） 第12条 役員、自主規制会議、貸金戦略会議、総務委員会その他の委員会等の委員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を洩らし、又は盗用してはならない。</p> <p>第13条（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、平成19年12月19日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、平成23年10月1日から施行する。 なお、この規則の改正にかかる規定は、平成23年3月31日における業務報告書を作成した場合についても適用する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、平成30年1月1日から改正施行する。 (29.12.20 第9回理事会決議) 改正条項は次のとおり。 ・第4条、第8条及び第13条を改正</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、令和5年11月1日から改正施行する。 (令5.10.18 第8回理事会決議) 改正条項は次のとおり。 ・第5条を改正</p>	<p>第1条～11条（同左）</p> <p>（秘密の保持等） 第12条 役員、自主規制会議、貸金戦略会議、総務委員会その他の委員会等の委員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を洩らし、又は盗用してはならない。 <u>2 協会員若しくは協会員であった者又は本協会に加入しようとする者は、本協会が提供する情報・サービスのうち、協会員及び本協会に加入しようとする者に限定して提供する秘密情報を他に洩れないよう適切に管理し、みだりに他に開示してはならない。</u></p> <p>第13条（同左）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、平成19年12月19日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、平成23年10月1日から施行する。 なお、この規則の改正にかかる規定は、平成23年3月31日における業務報告書を作成した場合についても適用する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、平成30年1月1日から改正施行する。 (29.12.20 第9回理事会決議) 改正条項は次のとおり。 ・第4条、第8条及び第13条を改正</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、令和5年11月1日から改正施行する。 (令5.10.18 第8回理事会決議) 改正条項は次のとおり。 ・第5条を改正</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この規則は、令和7年8月1日から改正施行する。</u> <u>(令7.7.16 第4回理事会決議)</u> <u>改正条項は次のとおり。</u> <u>・第12条を改正</u></p>	<p>新設（秘密情報の他者への不当な開示の禁止等）</p> <p>新設</p>

協会員管理規則 新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p style="text-align: center;"><u>協会員管理規則</u></p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目 的) 第 1 条 この規則は、定款第 2 章に定める協会員の管理に関し、必要な事務手続き等を定め、その事務手続を明確にすることにより、本協会の業務の適正な運営の確保に資することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 加 入</p> <p>(加入申請書) 第 2 条 定款第 16 条に定める加入申請書は、別紙様式第 1 号により作成するものとする。 2 協会員は、前項に定める加入申請書に記載した事項のうち、別紙様式第 2 号に定める事項について変更が生じたときは、当該様式により作成した変更届（以下「会員変更届出書」という。）を速やかに本協会の主たる事務所（以下「本部」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(加入に関する手続き) 第 3 条 本協会に加入しようとする貸金業者は、前条第 1 項に定める加入申請書に定款の施行に関する規則第 8 条各号に定める書類を添付し本部に提出しなければならない。 2 本部は、加入申請書及びその添付書類を受理したとき、加入申請者が定款第 17 条第 1 項各号の一に該当することの有無を確認し、その結果を理事会に報告するものとする。 3 本部は、定款第 16 条第 3 項の規定により加入を承認したときは、協会員番号を付与し、定款施行規則第 10 条に定める額の加入金を請求するものとする。 4 加入申請者は、理事会が加入を承認した日をもって協会に加入したものとする。 5 本部は、第 3 号の規定により加入申請者に協会員番号を付与し協会員と</p>	<p style="text-align: center;"><u>協会加入等に関する規則</u></p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目 的) 第 1 条 この規則は、定款第 2 章に定める協会員（協会員であった者及び本協会に加入しようとする者を含む。）の管理に関し、必要な事務手続等を定め、その事務手続を明確にすることにより、本協会の業務の適正な運営の確保に資することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 加 入 等</p> <p><u>(貸金業登録申請に関する支援及び支援依頼書)</u> 第 2 条 本協会に加入しようとする者は、加入前であっても、貸金業登録（新規・更新）の完了後に協会に加入することを約して別に定める支援依頼書（貸金業者登録申請に関する支援のお願い）を本部又は支部を経由して提出し、受理された場合には、登録申請書類の作成に関する支援及び社内規則の作成に関する支援（社内規則策定ガイドライン（規程記載例）の提供）を受けることができる。 2 本協会に支援依頼書を提出し、本支援制度を利用して貸金業登録（新規・更新）を完了した貸金業者は、速やかに第 3 条に定める加入申請書を提出するものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(加入に関する手続等) 第 3 条 本協会に加入しようとする貸金業者は、別に定める加入申請書を作成し、定款の施行に関する規則（以下「定款施行規則」という。）第 8 条各号に定める書類を添付し本部又は支部を経由して提出しなければならない。 2 本部は、加入申請書及びその添付書類を受理したときは、加入申請者が定款第 17 条第 1 項各号の一に該当することの有無を確認し、当該加入申請者の協会加入の可否を理事会に諮らなければならない。 3 本部は、定款第 16 条第 3 項の規定により加入が承認されたときは、協会員番号を付与し、定款施行規則第 10 条に定める額の加入金を請求するものとする。 4 加入申請者は、理事会が加入を承認した日をもって協会に加入したものとする。 5 本部は、第 3 項の規定により加入申請者に協会員番号を付与し協会員と</p>	<p>名称変更</p> <p>文言追加</p> <p>文言追加</p> <p>新設（「登録申請に関する支援制度」に係る手続きの明確化）</p> <p>第 3 条第 1 項に統合</p> <p>第 3 条第 7 項に移記</p> <p>文言追加 文言修正（様式変更の柔軟化）及び用語定義</p> <p>文言修正</p> <p>文言修正</p> <p>文言修正</p>

現 行	改 正 後	備 考
<p>したときは、その旨を当該協会員及び当該協会員の主たる営業所又は事務所（以下「主たる営業所等」という。）の所在地を<u>その区域</u>に含む支部に通知するものとする。</p> <p>6 加入申請者が、第3号に定める加入金を協会が指定する期日までに納入しないときは、理事会は加入の承認を取消することができるものとする。</p> <p>（加入申請の取り下げ） 第4条 加入申請者は、定款第16条第3号に定める理事会の決議を行おうとする日の前日までであれば、加入の申請を取り下げることができる。</p> <p>2 加入の申請を取り下げた加入申請者が提出した加入申請書は、原則として返還するものとする。</p> <p>（加入拒否に関する手続き） 第5条 <u>理事会は、</u>加入申請者が定款第17条第1項各号の一に該当することを認めるときは、その旨を当該加入申請者に通知し、1箇月以内の期間を定めて弁明する機会を与えなければならない。</p> <p>2 本部は、理事会が加入申請者の加入を拒否したときは、その旨を当該加入申請者及び当該加入申請者の主たる営業所等の<u>所在する</u>支部に対して、通知するものとする。</p> <p>3 加入を拒否した加入申請者が提出した加入申請書は、返還しないものとする。</p>	<p>したときは、その旨を当該協会員及び当該協会員の主たる営業所又は事務所（以下「主たる営業所等」という。）の所在地を<u>管轄区域</u>に含む支部に通知するものとする。</p> <p>6 加入申請者が、第3項に定める加入金を協会が指定する期日までに納入しないときは、理事会は加入の承認を取消することができるものとする。</p> <p>7 <u>協会員は、加入申請書に記載した事項について変更が生じたときは、別に定める連絡先等届出書（変更）を速やかに提出しなければならない。</u></p> <p>（加入申請の取下げ） 第4条 加入申請者は、定款第16条第3項に定める理事会の決議を行おうとする日の前日までであれば、加入の申請を取り下げることができる。</p> <p>2 加入の申請を取り下げた加入申請者が提出した加入申請書は、原則として返還するものとする。</p> <p>（加入拒否に関する手続） 第5条 加入申請者が定款第17条第1項各号の一に該当することを<u>理事会が</u>認めるときは、<u>本部は、</u>その旨を当該加入申請者に通知し、1箇月以内の期間を定めて弁明する機会を与えなければならない。</p> <p>2 本部は、理事会が加入申請者の加入を拒否したときは、その旨を当該加入申請者及び当該加入申請者の主たる営業所等の<u>所在地を管轄区域に含む</u>支部に対して、通知するものとする。</p> <p>3 加入を拒否した加入申請者が提出した加入申請書は、返還しないものとする。</p>	<p>文言修正</p> <p>旧第2条第2項から移記及び文言修正（様式変更の柔軟化）</p> <p>文言修正</p> <p>文言修正</p> <p>文言修正</p>
<p style="text-align: center;">第3章 協会員情報</p> <p>（協会員情報） 第6条 本部は、第2条に定める加入申請書に記載された事項及び当該協会員の貸金業者登録簿に登録された<u>営業所又は事務所に関する事項</u>（以下、「協会員情報」という。）について、電子計算機により管理するものとする。</p> <p>2 前項に定める協会員情報には、定款第21条に基づく処分を行った場合の、処分の種類、期間、内容その他協会員の管理に関して必要な事項を含むものとする。</p> <p>3 協会員情報のうち、貸金業者登録簿に登録された事項について変更が生じたときは、定款施行規則第6条各号に定める報告に基づき、<u>当該報告を受理した支部が、これを修正するものとする。</u></p> <p>4 協会情報のうち、第2条第2項に定める変更については、<u>会員変更届書に基づき、本部がこれを修正するものとする。</u></p> <p>5 以下の各号に掲げる届出等に基づく協会員情報の変更については、第3項の規定に準じるものとする。</p> <p>(1) 貸金業法（昭和58年法律第32号、以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき登録の更新の申請をして法第5条の規定により登録されたとき。</p> <p>(2) <u>法第24条の6の2の規定に基づく開始等の届出をしたとき。</u></p> <p>6 <u>本部は、定款第12条に規定する届出書又は報告書により協会員情報に変更が生じたことを認めるときはこれを修正するものとする。</u></p> <p>7 <u>協会員が登録換えの申請をしたときであって、営業所等の所在地が従前とは異なる支部になるとき又は財務局長登録の協会員がその主たる営業所等を異なる都道府県へ変更するときは、当該申請又は届出を受理した支</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 協会員情報</p> <p>（協会員情報） 第6条 本部は、第3条に定める加入申請書に記載された事項及び当該協会員の貸金業者登録簿に登録された事項<u>並びに事業報告書及び業務報告書に記載された事項のうち必要な事項</u>（以下「協会員情報」という。）について、電子計算機により管理するものとする。</p> <p>2 前項に定める協会員情報には、定款第21条に基づく処分を行った場合の、処分の種類、期間、内容その他協会員の管理に関して必要な事項を含むものとする。</p> <p>3 協会員情報のうち、貸金業者登録簿に登録された事項について変更が生じたときは、定款施行規則第6条各号に定める報告に基づき、<u>支部が修正するものとする。</u></p> <p>4 協会員情報のうち、第3条第7項に定める変更については、<u>連絡先等届出書（変更）に基づき、支部が修正するものとする。</u></p> <p>5 以下の各号に掲げる届出等に基づく協会員情報の変更については、第3項の規定に準じるものとする。</p> <p>(1) 貸金業法（昭和58年法律第32号、以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき登録の更新の申請をして法第5条の規定により登録されたとき。</p> <p>(2) <u>定款第12条に規定する届出又は報告により協会員情報に変更が生じたことを認めるとき。</u></p> <p>(削除)</p> <p>6 協会員が登録換えの申請をしたときであって、主たる営業所等を異なる都道府県へ変更するときは、当該申請又は届出を受理した支部は、本部を経由して新たに営業所等が所在することになる支部に対して、その旨を書</p>	<p>文言追加・削除</p> <p>文言修正</p> <p>文言修正（「連絡先等届出書（変更）」の修正部署の変更）</p> <p>第5項（2）の届出は第6項の報告に含まれるため、統合のうえ文言修正</p> <p>削除</p> <p>項繰り上げ及び同義文言の重複のため文言削除</p>

現 行	改 正 後	備 考
<p>部は、本部を経由して新たに営業所等が所在することになる支部に対して、その旨を書面より通知しなければならない。</p> <p>8 本部及び支部は、協会員情報のうち、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に定める「個人情報」に該当すると認められる事項について、適切に取り扱われるように配慮しなければならない。</p> <p>（会費及び特別会費） 第7条 定款第10条に定める会費及び特別会費の請求及び納入等に関する事務手続きについては、別に定める会費規則によるものとする。</p> <p>（会員名簿） 第8条 会員名簿は、定款施行規則第2条に定める項目について、前条に定める協会員情報に基づき、毎年度末日を基準日として、本部が作成するものとする。 2 本部は、会員名簿を作成するに当たって、あらかじめ協会員に対して、本部が管理する当該協会員に係る協会員情報の瑕疵の有無について確認を求めることができる。 3 前項の規定に基づき確認を求められた協会員は、これに協力しなければならない。</p> <p>（資料の提出） 第9条 協会員は、本協会が行う統計・集計分析等の業務のために必要な資料の提出を求められた場合は、これに協力するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4章 退会等</p> <p>（退会等に関する手続き）</p>	<p>面により通知しなければならない。</p> <p>7 本部及び支部は、協会員情報のうち、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に定める「個人情報」が含まれる場合には、法令等に基づき、当該「個人情報」の適切な保護に努めるものとする。</p> <p>（削除）</p> <p>（会員名簿） 第7条 会員名簿は、定款施行規則第2条に定める項目について、前条に定める協会員情報に基づき、毎年度末日を基準日として、本部が作成するものとする。 2 本部は、会員名簿を作成するに当たって、あらかじめ協会員に対して、本部が管理する当該協会員に係る協会員情報の瑕疵の有無について確認を求めることができる。 3 前項の規定に基づき確認を求められた協会員は、これに協力しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 協会員等の責務</p> <p>（秘密情報の目的外利用の禁止） 第8条 協会員若しくは協会員であった者又は本協会に加入しようとする者（以下「協会員等」という。）は、本協会が提供する情報・サービスのうち、協会員及び本協会に加入しようとする者に限定して提供する秘密情報を自らの貸金業務の範囲内においてのみ利用し、目的外で利用してはならない。 2 前項の秘密情報とは、協会ホームページの協会員専用サイトのログインID及びパスワード並びにこれらを使用して入手した協会員専用サイト内のコンテンツ（社内規則策定ガイドライン（規程記載例）等）及び同ガイドラインを利用し作成した社内規則のほか、本協会が協会員及び本協会に加入しようとする者に限定して提供したすべての情報をいう。 3 協会員等は、貸金業登録手続（新規・更新）に際して、行政書士その他の専門家に手続を依頼し、秘密情報を当該専門家に開示等する場合には、当該専門家に第1項の趣旨を理解させ、第1項と同様の義務を課すものとする。 4 第1項で禁止される事項には、協会員等が貸金業登録手続（新規・更新）をしようとする第三者（協会員等の子会社等関係会社を含む。）に対して、協会と同種のサービスの提供を目的とした利用が含まれるものとする。 5 協会員等は、その従業員に対して本条の義務の遵守を徹底するものとする。</p> <p>（資料の提出） 第9条 協会員は、本協会が行う統計・集計分析等の業務のために必要な資料の提出を求められた場合は、これに協力するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 退会等</p> <p>（退会等に関する手続）</p>	<p>項繰り上げ及び文言修正</p> <p>条項削除</p> <p>条項繰り上げ</p> <p>章項新設</p> <p>新設（秘密情報の目的外利用禁止の明確化等）</p> <p>章項繰り下げ</p>

現 行	改 正 後	備 考
<p>第 10 条 本協会を退会しようとする協会員は、<u>別紙様式第 3 号により作成した退会申請書</u>を、本部に提出するものとする。</p> <p>2 退会申請書を受理した本部は、当該退会申請書を速やかに理事会に提出するものとする。</p> <p>3 本部は、理事会が協会の退会を承認したとき若しくは承認しないことを決議したときは、その旨を当該協会員に対して通知するものとする。</p> <p>(<u>廃業等</u>)</p> <p>第 11 条 支部は、当該支部に所属する協会員が、法第 10 条に定める廃業等の届出をしたことを知ったときは、これを速やかに本部に通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、法第 3 条の規定により協会員が登録の効力を失った場合、又は法第 6 条の規定により登録を拒否された場合も同様とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 雑 則</p> <p>(<u>協会員でない貸金業者に関する管理</u>)</p> <p>第 12 条 本部は、本協会に加入していない貸金業者について、本協会への加入の促進を図る目的等から、法第 9 条の規定に基づき一般の閲覧に供されている貸金業者登録簿に登録された事項のうち必要な事項について、第 6 条に定める協会員情報と同様に管理するものとする。</p> <p>2 前項に規定する貸金業者の主たる営業所等の所在する支部は、前項に定める事項について変更が生じたと認めるときは、これを変更するものとする。</p> <p>3 本部及び支部は、第 1 項に定める事項に、個人情報保護法第 2 条第 1 項に定める「個人情報」に該当すると認められる事項があるときは、当該事項について<u>適つては、本協会を退会した貸金業者についても、同様とする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、平成 19 年 12 月 19 日から施行する。</p>	<p>第 10 条 本協会を退会しようとする協会員は、<u>別に定める退会申請書を作成し</u>、本部に提出するものとする。</p> <p>2 退会申請書を受理した本部は、当該退会申請書を速やかに理事会に提出するものとする。</p> <p>3 本部は、理事会が協会の退会を承認したとき若しくは承認しないことを決議したときは、その旨を当該協会員に対して通知するものとする。</p> <p>(<u>廃業等</u>)</p> <p>第 11 条 支部は、当該支部に所属する協会員が、法第 10 条に定める廃業等の届出をしたことを知ったときは、これを速やかに本部に通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、法第 3 条の規定により協会員が登録の効力を失った場合、又は法第 6 条の規定により登録を拒否された場合も同様とする。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 雑 則</p> <p>(<u>提出書類の提出先</u>)</p> <p>第 12 条 <u>定款、定款施行規則及び本規則の規定に基づき、協会員が本協会に申請、届出又は報告等関係書類を提出しようとする場合には、本部に提出することとされている書類を除き、その主たる営業所等の所在地を管轄区域に含む支部に提出するものとする。</u></p> <p>(<u>協会員でない貸金業者に関する管理</u>)</p> <p>第 13 条 本部は、本協会に加入していない貸金業者について、本協会への加入の促進を図る目的等から、法第 9 条の規定に基づき一般の閲覧に供されている貸金業者登録簿に登録された事項のうち必要な事項について、第 6 条に定める協会員情報と同様に管理するものとする。</p> <p>2 前項に規定する貸金業者の主たる営業所等の所在地を管轄区域に含む支部は、前項に定める事項について変更が生じたと認めるときは、これを変更するものとする。</p> <p>3 本部及び支部は、第 1 項に定める事項に、個人情報保護法第 2 条第 1 項に定める「個人情報」が含まれる場合には、法令等に基づき、当該「個人情報」の適切な保護に努めるものとし、本協会を退会した貸金業者についても、同様とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、平成 19 年 12 月 19 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この規則は、令和 7 年 8 月 1 日から改正施行する。(令 7.7.16 第 4 回理事会決議)</u></p> <p><u>改正条項等は次のとおり。</u></p> <p><u>「協会員管理規則」を「協会加入等に関する規則」に名称変更。</u></p> <p><u>第 4 章を新設。以降の章項を順次繰り下げ。</u></p> <p><u>第 1 条、第 2 条 (新設)、旧第 2 条削除、第 3 条第 1 項乃至第 3 項、第 5 項乃至第 6 項、第 7 項 (移記)、第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項乃至第 2 項、第 6 条第 1 項、第 3 項乃至第 7 項、旧同条第 6 項 (削除)、旧第 7 条 (削除)、第 8 条 (新設)、第 10 条第 1 項、第 12 条 (新設)、第 13 条第 2 項乃至第 3 項。</u></p>	<p>文言修正 (様式変更の柔軟化)</p> <p>章項繰り下げ</p> <p>新設 (関係書類の提出先の明確化)</p> <p>条項繰り下げ</p> <p>文言修正</p> <p>誤記等修正</p> <p>新設</p>

定款の施行に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第7条の規定に基づき、定款の施行に関し必要な事項を定める。

(協会員名簿の公開)

第2条 本協会は、協会員の商号、名称又は氏名及び住所、法人である場合においてはその代表者の氏名、その他必要と認める事項を記載した協会員名簿を作成し、協会員及び公衆の縦覧に供する。

(会員権の承継)

第3条 定款第9条第3項に規定する会員権の承継に関する事項は、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 法人である会員が合併した場合において、その合併により存続し、又は新設される法人が貸金業者であるとき。
- (2) 個人である会員が死亡した場合において、貸金業法（昭和58年法律第32号。「以下「法」という。」）第10条第3項の規定により相続人が貸金業者とみなされたとき及び当該相続人が貸金業登録を受けたとき。

(協会員代表者の資格要件)

第4条 定款第11条第1項に規定する協会員代表者は、次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 協会員代表者は、登記された代表取締役（法人協会員が、指名委員会等設置会社である場合には、代表執行役を含む。）又は過去に当該協会員の前代表取締役若しくは代表執行役の職にあった者で、本協会との関係で当該協会員を代理する権限を授与された者であること。
- (2) 法第6条第1項第1号から第7号までの規定に該当しない者であること。

(届出事項)

第5条 定款第12条に規定する協会員の前届出は、次に掲げる場合にこれを行うものとする。

- (1) 他の会社と合併したとき（当該協会員が合併により消滅した場合の当該合併を除く。）。
- (2) 分割により他の会社の事業の全部又は一部を承継したとき。
- (3) 他の会社から事業の全部又は一部を譲り受けたとき。
- (4) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行ったとき。
- (5) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を知ったとき。

- (6) 法第 24 条の 6 の 3 の規定により、業務改善命令を受けたとき。
- (7) 法第 24 条の 6 の 4 の規定により、登録の取消し、業務の停止又は役員
の解任命令を受けたとき。
- (8) 法の規定により罰金の刑を受けたとき。
- (9) 法の規定に基づく検査が開始されたとき及び当該検査が終了したとき。
- (10) 協会員として遵守すべき法令等に違反する行為が行われていた事実を認
識したとき。なお、本協会の監査又は法に基づく検査等において協会員と
して遵守すべき法令等に違反する行為があった旨の指摘を受けたときも
同様とする。
- (11) 前各号に掲げるときのほか本協会が必要と認めるとき。

(報告事項)

第 6 条 定款第 12 条に規定する協会員の報告は、次に掲げる場合にこれを行う
ものとする。

- (1) 法第 7 条に規定する登録換えをしたとき。
- (2) 法第 8 条に規定する変更の届出を行ったとき。
- (3) 法第 10 条第 1 項各号に規定する廃業等の届出を行ったとき。
- (4) 法第 24 条の 6 の 2 各号に規定する開始等の届出を行ったとき。
- (5) 法第 24 条の 6 の 9 に規定する事業報告書を作成したとき。
- (6) 法第 24 条の 6 の 10 の規定に基づく業務報告書を作成したとき。
- (7) 前各号に掲げるときのほか本協会が必要と認めるとき。

(本協会への承認申請、届出、報告等)

第 7 条 協会員は、第 5 条に規定する届出を行うときは、本協会の主たる事務
所（以下「本部」という。）に対して、第 6 条に規定する報告を行うときは、
本店の所在地を管轄する支部を経由して行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、定款その他の規則の規定に基づき承認申請、
届出、報告、資料の提出等を行うときは、本部に対して行うものとする。た
だし、本協会が特に指定したものについては、この限りでない。

(加入申請書の添付書類)

第 8 条 定款第 16 条第 2 項に規定する貸金業者の加入申請書の添付書類は、次
のとおりとする。

- (1) 直近の貸金業登録申請書控え（1 面～8 面）の写し
- (2) 前号の登録を証する書面の写し
- (3) 貸金業の業務に関する社内規則の写し
- (4) 会費計算書
- (5) その他本協会が必要と認める書類

(加入の承認の通知)

第 9 条 本協会は、定款第 16 条の規定により、加入申請書につきその加入を承認したときは、その旨をその加入申請者及び各協会員に通知する。

(加入金の額)

第 10 条 定款第 18 条第 2 項に規定する加入金の額は、20 万円とする。

(協会の処分、会員権の消滅等の場合の通知及び公表)

第 11 条 本協会は、次の各号の一に該当することとなった協会員に対し、その旨を通知する。

- (1) 定款第 19 条の規定により退会を承認したとき。
- (2) 定款第 21 条第 1 項の規定により処分を行うとき。
- (3) 定款第 22 条の規定により勧告を行うとき。

2 本協会は、次の各号の一に該当することとなった協会員につき、その旨を各協会員に通知する。

- (1) 定款第 9 条第 2 項の規定により会員権が消滅したとき。
- (2) 定款第 21 条第 1 項の規定により処分を行ったとき。

3 本協会は、前項の通知を行ったときは、これを公表する。

(秘密の保持等)

第 12 条 役員、自主規制会議、貸金戦略会議、総務委員会その他の委員会等の委員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を洩らし、又は盗用してはならない。

2 協会員若しくは協会員であった者又は本協会に加入しようとする者は、本協会が提供する情報・サービスのうち、協会員及び本協会に加入しようとする者に限定して提供する秘密情報を他に漏れないよう適切に管理し、みだりに他に開示してはならない。

(兼任の禁止)

第 13 条 自主規制会議、貸金戦略会議及び総務委員会の一を構成する委員は、定款に定めがある場合を除き、他を構成する委員を兼ねてはならない。

附 則

この規則は、平成 19 年 12 月 19 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

なお、この規則の改正にかかる規定は、平成 23 年 3 月 31 日における業務報告書を作成した場合についても適用する。

附 則

この規則は、平成 30 年 1 月 1 日から改正施行する。
(29.12.20 第 9 回理事会決議)

改正条項は次のとおり。

- ・第 4 条、第 8 条及び第 13 条を改正

附 則

この規則は、令和 5 年 11 月 1 日から改正施行する。
(令 5.10.18 第 8 回理事会決議)

改正条項は次のとおり。

- ・第 5 条を改正

附 則

この規則は、令和 7 年 8 月 1 日から改正施行する。
(令 7.7.16 第 4 回理事会決議)

改正条項は次のとおり。

- ・第 12 条を改正

協会加入等に関する規則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、定款第 2 章に定める協会員（協会員であった者及び本協会に加入しようとする者を含む。）の管理に関し、必要な事務手続等を定め、その事務手続を明確にすることにより、本協会の業務の適正な運営の確保に資することを目的とする。

第 2 章 加 入 等

(貸金業登録申請に関する支援及び支援依頼書)

第 2 条 本協会に加入しようとする者は、加入前であっても、貸金業登録（新規・更新）の完了後に協会に加入することを約して別に定める支援依頼書（貸金業者登録申請に関する支援のお願い）を本部又は支部を経由して提出し、受理された場合には、登録申請書類の作成に関する支援及び社内規則の作成に関する支援（社内規則策定ガイドライン（規程記載例）の提供）を受けることができる。

2 本協会に支援依頼書を提出し、本支援制度を利用して貸金業登録（新規・更新）を完了した貸金業者は、速やかに第 3 条に定める加入申請書を提出するものとする。

(加入に関する手続等)

第 3 条 本協会に加入しようとする貸金業者は、別に定める加入申請書を作成し、定款の施行に関する規則（以下「定款施行規則」という。）第 8 条各号に定める書類を添付し本部又は支部を経由して提出しなければならない。

2 本部は、加入申請書及びその添付書類を受理したときは、加入申請者が定款第 17 条第 1 項各号の一に該当することの有無を確認し、当該加入申請者の協会加入の可否を理事会に諮らなければならない。

3 本部は、定款第 16 条第 3 項の規定により加入が承認されたときは、協会員番号を付与し、定款施行規則第 10 条に定める額の加入金を請求するものとする。

4 加入申請者は、理事会が加入を承認した日をもって協会に加入したものとする。

- 5 本部は、第 3 項の規定により加入申請者に協会員番号を付与し協会員としたときは、その旨を当該協会員及び当該協会員の主たる営業所又は事務所（以下「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄区域に含む支部に通知するものとする。
- 6 加入申請者が、第 3 項に定める加入金を協会が指定する期日までに納入しないときは、理事会は加入の承認を取消することができるものとする。
- 7 協会員は、加入申請書に記載した事項について変更が生じたときは、別に定める連絡先等届出書（変更）を速やかに提出しなければならない。

（加入申請の取下げ）

- 第 4 条 加入申請者は、定款第 16 条第 3 項に定める理事会の決議を行おうとする日の前日までであれば、加入の申請を取り下げることができる。
- 2 加入の申請を取り下げた加入申請者が提出した加入申請書は、原則として返還するものとする。

（加入拒否に関する手続）

- 第 5 条 加入申請者が定款第 17 条第 1 項各号の一に該当することを理事会が認めるときは、本部は、その旨を当該加入申請者に通知し、1 箇月以内の期間を定めて弁明する機会を与えなければならない。
- 2 本部は、理事会が加入申請者の加入を拒否したときは、その旨を当該加入申請者及び当該加入申請者の主たる営業所等の所在地を管轄区域に含む支部に対して、通知するものとする。
 - 3 加入を拒否した加入申請者が提出した加入申請書は、返還しないものとする。

第 3 章 協会員情報

（協会員情報）

- 第 6 条 本部は、第 3 条に定める加入申請書に記載された事項及び当該協会員の貸金業者登録簿に登録された事項並びに事業報告書及び業務報告書に記載された事項のうち必要な事項（以下「協会員情報」という。）について、電子計算機により管理するものとする。
- 2 前項に定める協会員情報には、定款第 21 条に基づく処分を行った場合の、処分の種類、期間、内容その他協会員の管理に関して必要な事項を含むものとする。
 - 3 協会員情報のうち、貸金業者登録簿に登録された事項について変更が生じたときは、定款施行規則第 6 条各号に定める報告に基づき、支部が修正するも

のとする。

- 4 協会員情報のうち、第 3 条第 7 項に定める変更については、連絡先等届出書（変更）に基づき、支部が修正するものとする。
- 5 以下の各号に掲げる届出等に基づく協会員情報の変更については、第 3 項の規定に準じるものとする。
 - (1) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号、以下「法」という。）第 3 条第 2 項の規定に基づき登録の更新の申請をして法第 5 条の規定により登録されたとき。
 - (2) 定款第 12 条に規定する届出又は報告により協会員情報に変更が生じたことを認めたとき。
- 6 協会員が登録換えの申請をしたときであつて、主たる営業所等を異なる都道府県へ変更するときは、当該申請又は届出を受理した支部は、本部を経由して新たに営業所等が所在することになる支部に対して、その旨を書面により通知しなければならない。
- 7 本部及び支部は、協会員情報のうち、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号、以下「個人情報保護法」という。）第 2 条第 1 項に定める「個人情報」が含まれる場合には、法令等に基づき、当該「個人情報」の適切な保護に努めるものとする。

（会員名簿）

- 第 7 条 会員名簿は、定款施行規則第 2 条に定める項目について、前条に定める協会員情報に基づき、毎年度末日を基準日として、本部が作成するものとする。
- 2 本部は、会員名簿を作成するに当たって、あらかじめ協会員に対して、本部が管理する当該協会員に係る協会員情報の瑕疵の有無について確認を求めることができる。
- 3 前項の規定に基づき確認を求められた協会員は、これに協力しなければならない。

第 4 章 協会員等の責務

（秘密情報の目的外利用の禁止）

- 第 8 条 協会員若しくは協会員であつた者又は本協会に加入しようとする者（以下「協会員等」という。）は、本協会が提供する情報・サービスのうち、協会員及び本協会に加入しようとする者に限定して提供する秘密情報を自らの貸金業務の範囲内においてのみ利用し、目的外で利用してはならない。

- 2 前項の秘密情報とは、協会ホームページの協会員専用サイトのログイン ID 及びパスワード並びにこれらを使用して入手した協会員専用サイト内のコンテンツ（社内規則策定ガイドライン（規程記載例）等）及び同ガイドラインを利用し作成した社内規則のほか、本協会が協会員及び本協会に加入しようとする者に限定して提供したすべての情報をいう。
- 3 協会員等は、貸金業登録手続（新規・更新）に際して、行政書士その他の専門家に手続を依頼し、秘密情報を当該専門家に開示等する場合には、当該専門家に第 1 項の趣旨を理解させ、第 1 項と同様の義務を課すものとする。
- 4 第 1 項で禁止される事項には、協会員等が貸金業登録手続（新規・更新）をしようとする第三者（協会員等の子会社等関係会社を含む。）に対して、協会と同種のサービスの提供を目的とした利用が含まれるものとする。
- 5 協会員等は、その従業員に対して本条の義務の遵守を徹底するものとする。

（資料の提出）

第 9 条 協会員は、本協会が行う統計・集計分析等の業務のために必要な資料の提出を求められた場合は、これに協力するものとする。

第 5 章 退 会 等

（退会等に関する手続）

- 第 10 条 本協会を退会しようとする協会員は、別に定める退会申請書を作成し、本部に提出するものとする。
- 2 退会申請書を受理した本部は、当該退会申請書を速やかに理事会に提出するものとする。
 - 3 本部は、理事会が協会員の退会を承認したとき若しくは承認しないことを決議したときは、その旨を当該協会員に対して通知するものとする。

（廃業等）

- 第 11 条 支部は、当該支部に所属する協会員が、法第 10 条に定める廃業等の届出をしたことを知ったときは、これを速やかに本部に通知しなければならない。
- 2 前項の規定は、法第 3 条の規定により協会員が登録の効力を失った場合、又は法第 6 条の規定により登録を拒否された場合も同様とする。

第 6 章 雑 則

(提出書類の提出先)

第12条 定款、定款施行規則及び本規則の規定に基づき、協会員が本協会に申請、届出又は報告等関係書類を提出しようとする場合には、本部に提出することとされている書類を除き、その主たる営業所等の所在地を管轄区域に含む支部に提出するものとする。

(協会員でない貸金業者に関する管理)

第13条 本部は、本協会に加入していない貸金業者について、本協会への加入の促進を図る目的等から、法第9条の規定に基づき一般の閲覧に供されている貸金業者登録簿に登録された事項のうち必要な事項について、第6条に定める協会員情報と同様に管理するものとする。

2 前項に規定する貸金業者の主たる営業所等の所在地を管轄区域に含む支部は、前項に定める事項について変更が生じたと認めるときは、これを変更するものとする。

3 本部及び支部は、第1項に定める事項に、個人情報保護法第2条第1項に定める「個人情報」が含まれる場合には、法令等に基づき、当該「個人情報」の適切な保護に努めるものとし、本協会を退会した貸金業者についても、同様とする。

附 則

この規則は、平成19年12月19日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年8月1日から改正施行する。(令7.7.16 第4回理事会決議)

改正条項等は次のとおり。

「協会員管理規則」を「協会加入等に関する規則」に名称変更。

第4章を新設。以降の章項を順次繰り下げ。

第1条、第2条(新設)、旧第2条削除、第3条第1項乃至第3項、第5項乃至第6項、第7項(移記)、第4条第1項、第5条第1項乃至第2項、第6条第1項、第3項乃至第7項、旧同条第6項(削除)、旧第7条(削除)、第8条(新設)、第10条第1項、第12条(新設)、第13条第2項乃至第3項。